

仕 様 書

1 委託業務名

京都市次期クリーンセンター整備方針策定支援等業務委託

2 目的

本市で現在稼働している東北部、北部、南部の3つのクリーンセンターのうち、最も古い東北部クリーンセンターが令和18年度末頃に耐用年限を迎えるため、将来にわたって安定的にごみを処理できる体制の確保に加えて、資源循環・脱炭素化に貢献するため、今後のごみ処理施設整備のあり方について検討を進めていく必要がある。

そこで、本市では、①「京・資源めぐるプラン」の中間見直し（令和8年3月予定）により強化される資源循環・脱炭素化施策等を踏まえ、施設整備の基本的な考え方を検討し、②そのうえで、様々な技術的課題も踏まえ、「次期クリーンセンター整備方針」（令和8年春頃策定予定）に記載するごみの処理方式や排ガス処理方式等について検討することとしている。

本件業務は、これらに必要となる基礎的な調査検討等を行うものである。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

(1) 共通事項

ア 本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される一般廃棄物処理基本計画である「京（みやこ）・資源めぐるプランー京都市循環型社会推進基本計画（2021-2030）ー」（以下、「めぐるプラン」という。）につき、令和7年度に中間見直しを行うこととしており、京都市廃棄物減量等推進審議会（以下、「審議会」という。）において、現行計画の中間見直しに向けた審議が開始されている。次期クリーンセンター整備についても、中間見直し後のめぐるプランにこれを記載する予定である。

本件業務受託者は、業務着手に先立ち、以下の資料等を確認し、本市のごみ処理の現状や背景等を十分に把握しておくこと。また、業務開始後の審議会等における検討状況等についても留意すること。

- ・ 京（みやこ）・資源めぐるプランー京都市循環型社会推進基本計画（2021-2030）ー
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000282382.html>
- ・ 新 正しい資源物とごみの分け方・出し方（日本語）
<https://www.city.kyoto.lg.jp/digitalbook/page/0000001967.html>
- ・ 第72回京都市廃棄物減量等推進審議会
https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000335288.html
- ・ 京都市廃棄物減量等推進審議会 第6回循環型社会施策推進部会
https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000337370.html
- ・ 京都市廃棄物減量等推進審議会 第1回次期クリーンセンター整備等検討部会
https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/kankyo/0000337963.html

イ 本件業務実施に当たっては、審議会等の実施予定時期（前項資料に記載）や整備方針策定期（令和８年春頃）等を意識し、必要なタイミングで必要なアウトプットを出せるよう計画的に業務を進めること。

ウ 本件業務で行う事例調査については、行政・民間を含め幅広く情報収集を行うとともに、国内だけでなく海外の事例も調査すること。

エ 本件業務と並行して行われるめぐるプラン改定内容と整合性を取る。なお、めぐるプラン改定に係るパブリックコメントにおいて本件業務委託に関する意見があった場合、必要に応じて回答案作成に係る調査（情報収集）等を行うこと。

オ 契約後早急に本市担当者と打合せを行い、業務の詳細内容や進め方等につき確認すること。そのうえで、業務の実施に当たっては、本市と十分に協議し、方向性等を確認したうえで進めること。

(2) 本市の「施設整備の基本的な考え方」検討に係る調査・検討業務

本市では、次期クリーンセンターの整備方針検討に先立ち、資源循環・脱炭素化を推進するためのごみ処理施設整備のあり方や、持続可能な適正処理を確保するために必要な施設の体制等の「施設整備の基本的な考え方」を検討している。本件業務ではこれに係る調査検討等を行う。

ア 資源循環・脱炭素を推進するためのごみ処理施設整備に係る事例調査

エネルギー回収の最大化、資源回収の促進、バイオマス（し尿や下水汚泥等を含む）、の活用、CCUS などの新技術の活用、温室効果ガス排出状況モニタリングなどの観点から、先進的・効果的な取組事例（施設、技術（計画も含む））について、情報収集を行う。この際、AI/IoT の活用等、ごみ処理に係る最新の技術動向を調査し、その結果も活用すること。

イ 持続可能な適正処理を確保するために必要な施設の体制に係る事例調査

本市のごみ処理施設（ごみ焼却施設、リサイクル施設、最終処分場等）において、今後も適正処理を維持していくため、施設の配置バランス、民間との役割分担、最終処分場の延命化や大規模災害への対応などの観点から、先進的・効果的な取組事例（施設、技術（計画も含む））について、情報収集を行う。

ウ 関連法令等の整理

参考となる廃棄物処理・資源循環・脱炭素関連の法令、通知、ガイドライン、計画、シナリオ等の整理を行う。また、それらの改正動向も整理する（後述の(3)の次期クリーンセンター整備方針策定に係るものも含む）。

エ 情報整理、分析、取りまとめ

ア及びイの情報を整理し、メリット・デメリット等を分析すること。その際には、経済面だけでなく、環境影響や生活環境の保全効果、温室効果ガス削減効果など、幅広い効果を検討すること。また、本市の「施設整備の基本的な考え方」を取りまとめ、分かりやすく示すためのイメージ図やレイアウト、図表等を作成し、本市に提案すること。

(3) 次期クリーンセンター整備方針策定等に係る調査・検討業務

施設整備の基本的な考え方を踏まえたうえで、令和8年春頃を目途に、次期クリーンセンターの施設規模、ごみの処理方式や排ガス処理方式等、持込ごみの受入れ等その他の機能、ごみ処理の広域化等を取りまとめた「次期クリーンセンター整備方針」を策定予定である。本件業務では、これに係る調査検討等を行う。

調査検討等を行うにあたっては、プラントメーカー（5～10社程度を想定）へのアンケート調査及びヒアリングを実施すること。これに要する経費についても本件業務に含むものとする。

なお、ア～シは整備方針策定までに完了させること。ス、セについては、策定した整備方針に基づき次期クリーンセンター整備事業を円滑に進めるため調査検討するものであり、本件委託期間を通じて調査検討を行うこと。ただし、ア～シについても、整備方針策定後に必要に応じて情報のアップデートを行うこと。

ア 建設候補地の概要調査

次期クリーンセンター建設候補地（下記）につき、敷地条件（場所、国道9号線からのアクセス、土地形状、法令等による規制、ハザードマップ等）を整理する。併せて、ユーティリティ（電気、ガス、上下水、通信等）の引込位置、引込み方法等の検討を行う。

〔建設候補地〕旧西部クリーンセンター跡地（現西部圧縮梱包施設敷地）

所在地：

京都市西京区大枝沓掛町26番地（敷地面積：約87,000m²（都市計画決定））

主な規制要素等：

市街化調整区域（建ぺい率60%、20%（風致地区による）、容積率100%）、

景観保全近郊緑地保全区域、第一種自然風景保全地区、風致地区第1種地域

京都市眺望景観創生条例に基づく遠景デザイン保全区域(4)(11)(49)

京都市屋外広告物等に関する条例に基づく屋外広告物規制区域（第1種地域）

主な既存施設等：

旧西部クリーンセンターの施設規模は300t/日×2炉であったが、焼却プラント設備及び煙突は解体済み。ただし、建屋を残してプラスチック容器包装の選別圧縮梱包施設に改造しており、当該設備は残置されている。

現在、西部圧縮梱包施設は廃止し、敷地内の一部をプラスチックごみの中継地等として運用中（次期クリーンセンター整備工事開始までに移転予定）

イ 次期クリーンセンターの処理対象ごみの整理

めぐるプラン中間見直しにより設定される目標、指標等（案）を踏まえ、次期クリーンセンターでの処理対象物、ごみ量及びごみ質等の想定を行う。

ウ 持込ごみの受入れ等の機能に係る調査検討

現状では、南部及び東北部クリーンセンターの2か所で持込ごみを受け入れているが、東北部クリーンセンター稼働終了に伴い、次期クリーンセンターにおける持込ごみの受入れのあり方等の機能について検討を行う。検討に当たっては、持込ごみ受入れに要するスペース及び費用等の

試算、持込のニーズや利便性、受入量等の推定を行うこと。なお、参考とするため、現行の持込量（台数）等のデータを本市から別途提供する

エ ごみ処理の広域化に係る調査

ごみ処理の広域化について国内の事例調査を行う。また、自治体間での協議を踏まえ、スケールメリットによるコスト削減や、発電効率の上昇に伴うCO₂削減効果等を試算すること。

オ 施設規模等に係る調査検討

次期クリーンセンターの施設規模、炉数、計画ごみ質、発電能力等を検討する。

カ ごみ処理方式や排ガス処理方式の比較検討

ストーカ炉、流動床炉、ガス化溶融炉を軸に、ごみ処理方式の比較検討を行う。また、排ガス処理設備性能や環境負荷低減手法の比較検討を行い、それぞれ近年の採用実績等を取りまとめること。なお、必要に応じ、実証実験中の処理方式の調査も行うこと。

キ 資源循環・脱炭素化への貢献に係る調査検討

2050年CO₂排出量正味ゼロへの貢献に向けた廃棄物エネルギー利活用、バイオガス化施設の併設、資源回収の推進、ボイラ条件の高温高压化による発電効率の向上、廃熱の直接的な熱利用による高効率のエネルギー回収、CCU(S)、建築ZEB化、建屋の簡素化等の調査検討を行う。なお、これらが次期クリーンセンターに採用可能かどうかの見込み、またそれに係る条件の確認等も行うこと。

ク 最終処分量の減量に係る調査・検討

灰の資源化、灰からの資源回収等、最終処分量を減量するための技術や事例調査を行い、コスト及び脱炭素化の観点も含めて比較検討する。この際、カで検討するごみ処理方式に応じて、本市全体の最終処分量についても試算を行うこと。

ケ 災害時対応機能の整理

施設の強靱化、BCP等を検討し、想定される各災害の対策目標を設定したうえで、対応策を検討する。この際、地震、水害、雪害等の発生諸条件によって、ごみの搬入動線への支障等、次期クリーンセンターの運用へどのような影響を与えるかについても調査すること。

コ 施設配置計画

主要な建物等（工場棟、管理棟、計量棟、煙突、その他付帯施設、構内道路、駐車場、植栽等）について、敷地形状等を踏まえて検討を行う。ただし、建物については一部合築も可とする。

検討に当たっては、プラント設備等（受入設備や各種ピット等も含む）の大まかなレイアウト、建物高さ、将来の設備更新のための対策も含めた土木、建築、建築設備の仕様等についても考慮すること。

サ 概算事業費の算出

施設整備及び運営に必要な概算事業費（計画・調査費、工事費（解体費用や、必要な場合は造成費用も含む）、稼働期間中の運営・維持管理費等）を算出する。この際、循環型社会形成推進交付金をはじめ、活用できる国交付金・補助金等についても調査すること。

シ 次期クリーンセンター整備スケジュールの作成

次期クリーンセンターの整備方針策定から稼働開始まで、環境影響評価、発注・入札、建設工事等をまとめたスケジュールを作成するとともに、各時期に必要な許認可手続等を整理する。なお、工事スケジュール作成にあたっては、建設予定地に既存建屋が残存していることや敷地条件等を踏まえ、施工業者等からヒアリング等を実施するし、段階的な施工手順（（必要な場合は造成）、各種設計、既存解体、建築工事、プラント工事、試運転等）について示すこと。

ス PFI 導入可能性調査

次期クリーンセンター整備方針策定後に、「京都市 PFI 導入基本指針」に基づき簡易的な手法により PFI 導入の適性を検討したうえで、PFI 及び PFI 的手法に係る導入可能性調査を行う。次期クリーンセンターの整備及び運営について、事業スキームを設定のうえで各スキームの VFM 算定を行うこと。

セ コスト削減及び工期短縮手法調査

廃棄物処理施設の整備等に係る低コスト研究会（（一財）日本環境衛生センター）の報告書等を踏まえ、次期クリーンセンター整備及び運営等に係るコスト縮減の手法（将来的なコスト発生の抑制方法も含む）を調査し、提案すること。可能な限り他自治体等でコスト縮減の実績が確認されているものが望ましいが、ポテンシャルを含め、幅広く調査すること。同様に工期短縮の手法についても調査、提案すること。

(4) 次期クリーンセンター整備等検討部会運営支援業務

これらの検討に当たり、本市では「京都市廃棄物減量等推進審議会」の下に「次期クリーンセンター整備等検討部会」（以下、単に「部会」という。）を設置し、委員の有識者にご議論いただいている。本件業務では、これに係る運営支援等を行う。なお、部会は令和7年度に5回、令和8年度に1回程度開催する予定であるが、詳細は変更する可能性がある。

ア 部会における資料案の作成（部会配付資料、整備方針素案、根拠資料等）

イ 部会への参加及び会議録案の作成

ウ 部会での指摘事項等への対応

情報収集、調査、検討等。なお、可能な限り次回の部会開催時までには、結果をまとめ、本市と協議した上で部会に報告できるようにすること。

エ その他部会を円滑に運営するための支援

(5) その他

必要に応じて関係機関等との調整及び協議等へ参加すること。なお、本業務における本市や関係機関等との協議、相談、調整等について参加した場合はすべて摘録を作成し、本市の確認・修正を取り提出すること。なお、本市職員が出席しない協議等も含むが、自社内部の会議等は対象としない。

5 最終成果品

業務内容についてとりまとめた報告書について、電子データ（CD-R等）1部と紙媒体1部（A4サイズ）を作成し、提出すること。

なお、電子データについては必ずウィルス対策を行い、CD-R等のラベルに、①使用したウィルス対策ソフト名、②ウィルス定義年月日、③チェック年月日を記載すること。電子データのファイル形式は、原則としてワード・エクセル・パワーポイント・PDF・PNGとし、その他のファイル形式を用いる場合は協議のうえ決定すること。

6 留意事項

ア 成果品の提出時期や提出方法は別途本市と協議すること。

イ 契約金の支払いについては、契約期間満了後の支払いとする。

ウ 業務の遂行にあたっては、着手前に本市職員と十分に協議したうえで、その指示に従うこととし、円滑な業務遂行に努めること。

エ 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。

オ 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合は本市の定めるものとする。また、協議の結果を記した書面を本市に提出すること。

カ 本市が提供した資料及びデータ等については、他への流用を一切禁止する。また、本業務が終了した時点で、紙媒体の資料は速やかに返却し、電子データ等は速やかに抹消すること。